

議会運営委員会

令和元年5月28日（火）

午前9時59分開会

○三鬼（和）委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の主たる議案は、令和元年第2回尾鷲市議会定例会についてでございます。
市長の御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和元年第2回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、本当にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案6件、報告が8件であります。

議案の内訳といたしましては、議案第35号、尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから議案第39号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてまでの条例関係が5件と、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についての予算関係が1件であります。

報告といたしましては、報告第2号から報告第7号まで、専決処分事項の報告が6件、報告8号の平成30年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてと、報告第9号、公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算についての計8件でございます。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○三鬼（和）委員長 ありがとうございます。

全員出席ですので、会議が成立しております。

○下村総務課長 それでは、令和元年第2回尾鷲市議会定例会への提出議案について、御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページは、提出議案の目次となっています。本定例会の提出案件は、議案第35号から議案第40号までの議案6件、報告が2号から9号までの8件となりま

す。

各議案について御説明させていただきます。

1 ページの議案第 3 5 号、尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてにつきましては、将来における森林整備やその促進を図るため、森林環境譲与税及び森林環境税に関する法律に規定する森林環境譲与税について、当該年度の森林環境譲与税収入額のうち、森林整備等に要した費用の残額に相当する額を翌年度以降の事業に要する費用として充当するため、地方自治法第 2 4 1 条第 1 項の規定に基づき、基金設置条例を制定するものであります。

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に供給するため、平成 3 1 年 4 月に施行された森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を初めとする森林整備等の財源に充当するために創設されたものであります。

次に、議案第 3 6 号、尾鷲市市税条例の一部改正についてにつきましては、地方税法の改正に伴う所要の改正で、市民税申告書の記載事項の簡素化、単身児童扶養者の児童扶養申告書の給与、年金記載事項への追加のほか、軽自動車の減免に係る改正では、日本赤十字社が所有する軽自動車への環境性能割の減免、身体障害者等が運転する軽自動車に対する種別割減免の拡充が主なものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 3 1 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するものでありますが、法律の改正により 3 1 年 4 月 1 日及び 6 月 1 日に施行が必要となった条例改正につきましては、3 月 3 1 日に専決処分にて条例を公布しましたので、今回の改正はそれ以降分の改正となります。

次に、1 0 ページをごらん願います。

議案第 3 7 号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてにつきましては、半島振興法第 1 7 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴う固定資産税の特例措置期間の延長を規定するものであります。

次のページの議案第 3 8 号、尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてにつきましても、議案第 3 7 号同様に過疎地域自立促進特措法第 3 1 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴う固定資産税の特例措置期間の延長を規定するものであります。

次に、議案第39号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る運用を見直すための改正で、連帯保証人の必置義務の緩和、貸付利率の軽減及び償還方法の拡充が主な改正となります。

続きまして、16ページをごらん願います。

議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について御説明いたします。お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第2号）及び予算説明書の1ページをごらん願います。

総則の前段につきましては、平成31年政令第143号、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度尾鷲市一般会計予算の名称を令和元年度尾鷲市一般会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度に読みかえると規定するものであります。

それでは、予算概要につきましては、一般会計補正予算（第2号）主要事項説明に取りまとめているので、その説明書をもって御説明いたします。

説明書の1ページをごらん願います。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ4,089万3,000円を追加し、予算総額を96億2,588万1,000円とするものであります。

まず、歳入から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

2款地方譲与税1,338万円の増額補正は、議案第35号で御説明いたしました森林環境譲与税の追加であります。

次に、14款国庫支出金814万7,000円の増額補正は、子ども・子育て支援システム改修費に対する子ども・子育て支援事業費補助金が761万4,000円の追加、風疹対策事業に対する風しん抗体検査補助金53万3,000円の増額であります。

次に、15款県支出金133万3,000円の減額補正は、三重県が発電用施設周辺地域振興事業の対象要件から外れたことによる発電用施設周辺地域振興事業費補助金233万3,000円の皆減、ウォーキング大会などの熊野古道活動事業が地域活性化支援事業に採択されたことによる地域活性化支援事業補助金100万円の追加であります。

20款諸収入2,069万9,000円の増額補正は、コミュニティーセンター活動に対する一般コミュニティ助成事業助成金240万円、移住定住交流推進支援事業助成金170万円、スポーツ振興事業に対する一般コミュニティ助成事業助成金140万円、立木伐採保証料1,519万9,000円の追加であります。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次の4ページで御説明いたします。

総務費の財産管理費では、財産管理経費289万6,000円の増額補正で、市有財産処分に係る登記手数料206万円が主なものであります。基金積立金2,029万7,000円の増額補正は、財政調整基金積立金と森林環境整備等に係る財源を確保するため、森林環境譲与税基金に積み立てるものであります。

次に企画費ですが、文化財建築を活用した野外交流スペースの整備及び参加型DIYイベントとして移住体験住宅の整備事業に対する移住・定住・交流推進支援事業補助金170万円の追加。コミュニティーセンター費では、大曾根地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金240万円の追加となります。

民生費では、社会福祉総務費で、本年10月からの消費税率改正に伴い、介護保険料1号保険料の低所得者軽減強化に要する費用として、紀北広域連合分担金433万3,000円の増額。児童措置費は、幼児教育無償化に対応するための子ども・子育て支援システム改修業務委託料761万4,000円を新規で追加するものであります。

衛生費の予防費では、予防接種事業として、風しん対策事業費に109万1,000円の増額補正。下水道整備事業では、全体事業の減額に伴う精算により、下水道浚渫工事請負費233万3,000円の減額補正となります。

次に、農林水産業費の林業振興費では、森林経営管理事業として75万9,000円を新規事業として追加するものであります。

教育費の保健体育総務費は、三木里地区スポーツ振興事業に対する一般コミュニティ助成事業補助金140万円の追加であります。

議案書に戻りまして、17ページをお願いします。

本ページの報告第2号から28ページの報告第4号までの専決処分事項の承認についてにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるもの

であります。

報告第2号、専決処分事項の承認について、尾鷲市市税条例等の一部改正についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、主な改正点といたしましては、ふるさと納税の対象等の見直し、住宅借入金特別控除期間の拡充、高規格堤防の整備に伴う建築家屋に係る財源措置の適用を受ける際の申告についての規定のほか、条文番号等の整理となっております。

25ページをごらん願います。

報告第3号、専決処分事項の承認について、尾鷲市都市計画税条例の一部改正につきましては、報告第2号同様、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、上位法令の改正に伴う字句の修正であります。

28ページの報告第4号、専決処分事項の承認について、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しによる地方税施行令の改正に伴う改正であります。

次に、31ページの報告第5号から37ページの第7号までの専決処分事項について、損害賠償の額の決定につきましては、昨年12月、本年1月、2月と連続して発生しました市道側溝のふぐあいによる通行車両に対する損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の詳細につきましては、報告第5号が市内小川西町地内において、道路中央部に設置している集水ますのふたが側溝の欠損により車両通行時にはね上がり、当該車両の底部を損傷したものであります。

34ページの報告第6号につきましては、市内小川東町地内において、道路中央部に設置しているグレーチングが側溝の欠損により車両通行時にはね上がり、当該車両の底部を損傷したものであります。

次に、37ページの報告第7号につきましては、報告第6号同様、グレーチングが側溝の欠損により車両通行時にはね上がり、当該車両の後部左側面を損傷したものであります。

いずれの事故も夜間の事故で、報告第5号の案件は、後日の車両点検時に発覚したものであり、報告第7号の案件につきましても、報告第6号の案件発生後に関係者からの聞き取りを行う中で判明し、その後の調査により発覚に至ったものであるため、それぞれの事案の把握にタイムラグが生じたものであります。

いずれにしましても、同様の案件が連続して発生していることから、市道を管理

する建設課におきましては、今後の再発防止を徹底するため、本年3月から5月にかけて、市内全域において市道の点検を実施し、同様事案の発生が懸念される箇所や危険箇所について洗い出しを行っており、現在、緊急度の高い箇所から順次修繕等の対応を進めております。

次に、40ページをごらん願います。

報告第8号、平成30年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、41ページの繰越計算書にありますように、急傾斜地崩壊対策事業を初め2事業について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、事業費を翌年度に繰り越した内容について、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、42ページになりますが、報告第9号、公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算については、文化振興会の理事会の承認を得ました2019年度の事業計画及び収支予算を地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告させていただくものであります。

以上で、提出議案等の説明とさせていただきます。

○三鬼（和）委員長　以上、総務課長より第2回尾鷲市議会定例会における提出議案及び報告について、説明をしていただきました。

これらについて、御質疑がございましたらお願いいたします。

○濱中委員　補正予算の中で、民生費の児童措置費が今回新規で上がっているんですけども、先ほど説明いただきました幼保無償化の件は昨年度からきちっと情報が来ておったと思うんですけども、当初じゃなくて今の段階になったというのは、理由がわかれば教えていただけますか。

○三鬼（和）委員長　詳細についてはまた所管の委員会から説明があると思いますが、わかっている範囲で説明願えますか。

○下村総務課長　システム改修の事業ということで、補助金につきましても今回の補正で計上させていただいたものであります。システム改修の経費にいかほどかかるかということで補助申請等もあり、今回の補正に至ったものと思われま。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

○南委員　先ほどの、これも本会議のほうで報告承認って受けるんですけども、報告事項の5、6、7、市内のグレーチングだとか集水ますの不備により車両が大きく傷ついたって、合計が100万以上も超える修繕費を保険から拠出しているということなんですけれども、随分前の話なんですけれども、こういった専決処分の

出し方というのは、いきなり議会運営委員会でどうのこうのじゃなしに、総務課長でロスが生じたといって、保険のことでどうのこうのという話なんですけれども、それまでに結構行政常任委員会なり、当然議長に対して報告はあってしかるべきだと思っただけなんですけれども、漏れ聞く話によると、議長も今回の議案説明でお聞きして、委員長にしっかり報告せなあかんやないかということでお叱りをしたというようなことを聞いておるんですけれども、今回、やり方が僕はまずいんじゃないかなと思っただけだし、実質に言葉だけじゃなしに、できたら写真なり、車両の八十数万といたら大きな損害ですよ、かなりの、84万の修繕といたら。そういった意味では、もっと詳しい資料を添付していただきたいんですけどね、どうでしょうか。

○三鬼（和）委員長　この件につきましては、従前、過日説明を、今議会運営委員会の説明を受けたときにこういったことが出てきました。条例が認める市長の専決なので、中身についてというよりか、時系列が不規則であったということから、議長であるとか常任委員長にあくまで相談すべきではなかったのかという指摘というか指導というのは執行部にさせていただいた次第です。

今、課長どうですか、写真とかで確認という話が出ておるんですけど、その辺はどうなんですか。

○下村総務課長　建設課のほうで準備させていただいております。呼びましょるか。

○三鬼（和）委員長　本会議でこれは、委員会で取り扱わないことなので、議会運営委員会で今説明をしましょるかということなんですけど、どうですか、委員の皆さん。来ていただきますか。議長、いいですか。

だから、説明ということで。

準備ができるまで暫時休憩いたします。

（休憩　午前10時22分）

（再開　午前10時23分）

○三鬼（和）委員長　それでは、委員会を再開いたします。

では、建設課長、今回、時系列的に後でわかったものを補償するという形になったということも踏まえて、専決事項の範疇、100万以下のそういった損害賠償については、条例では認めてはおりますけど、いかんせん、処理が理解しがたい部分というのがありますので、現状とその経緯をもう一度御説明ください。

○高柳建設課長　建設課でございます。

今回、報告の説明が不足していたということで、大変申しわけございませんでした。今回この時間をいただきまして、資料をもって詳細について、時系列も含めまして説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料のほう、通知させていただきます。

3件の報告第5号から第7号までの専決処分事項（損害賠償の額の決定について）の説明について、資料をもって説明をいたします。

まず、1ページをごらんください。

まず、報告第5号についてですが、中ほどの地図に示します市内の小川西町地内におきまして、本年1月17日夜9時ごろに道路中央部に設置している集水ますの上を車両が通行した際に、ふたの受け枠の欠損によりふたがはね上がり、当該車両の底部を損傷したものでございます。下の写真が車両の損傷状況でございます。

2ページをごらんください。

上の写真が発生時の施設の状況でございます。ふたを受ける部分のコンクリートが劣化によりがたつきが発生し、タイヤがその上部を通ったことによりふたがはね上がり底部に損傷を与えたもので、ふた本体にも車両との接触による損傷、右の写真でございますが、グレーチングに曲がり確認されたという状況でございます。

なお、本案件の発生時には、当事者の方も異音や衝撃が発生したため車の底部を確認したものの、夜間で暗かったこと、その位置が底部であったということで、その段階では損傷に気づかず、約1カ月後に車をリフトアップして確認した際に損傷を発見し、2月23日に本市へ申し出があったもので、その後、建設課においてもその段階でふたの状況と損傷の状況を確認し、ふたのはね上げによる損傷であるということで把握できたものでございます。

その下の写真につきましては、事案発生後に修繕を行った写真でございますが、今後同様の案件が発生しないよう、損傷したふたを撤去し、コンクリートによりふたをした状況でございます。

次に、2点目でございますが、3ページをごらんください。

次に、報告の第6号に係る分でございます。こちらは小川東町地内におきまして、本年2月28日、これも夜9時ごろでございますが、道路中央部に設置しているグレーチングの上を車両が通行した際、側溝の欠損によりふたがはね上がり、当該車両の底部を損傷し、翌日の3月1日に建設課へ申し出のあったものでございます。下の写真が車両の損傷状況でございます。

4ページをごらんください。

上の写真が発生時の施設の状況でございます。写真は発生後に近隣の住民の方々が砂利等によって応急的に埋め戻し、再発防止ということで埋め戻しを行っていた状況の事故直後の写真でございます。下の写真が事案発生後に修繕を行った写真でございますが、全体的にふたや側溝の劣化が見られたため、暗渠により排水機能を確保した上でふたの撤去を行っております。

次に、5ページをごらんください。

報告の第7号でございます。こちらの案件は、先ほど説明をさせていただいた報告第6号と同じ場所で発生したものでございまして、同様に道路中央部に設置しているグレーチングの上を車両が通行した際、側溝の欠損によりふたがはね上がり、当該車両の底部と、主に、少し写真では見にくいんですけども、車両の後部の側面部を中心に損傷しているというような状況でございます。

なお、本案件につきましては、昨年末の12月31日に発生したものでございますが、先ほど説明をさせていただいた報告第6号の案件発生後、3月の初旬に6号の関係者の方にいろいろお話を聞く中で同様の事案が発生していたということが判明したもので、その後、建設課のほうで当事者の方、それから目撃された方のお話、損傷の状況、それから、ふたの状況から事案の特定に至ったものでございます。

次ページをごらんください。

こちらは報告第6号と同じ写真でございますが、先ほど説明をさせていただいたとおり、現時点では下の写真のように修繕が完了している状況でございます。

以上が3件の専決処分事項の詳細な内容でございますが、いずれの案件も4月から5月にかけて当事者の方との示談が成立したというような状況でございますが、いずれも本市が加入する道路賠償責任保険により全額が支払われるというような状況でございます。

次ページをごらんください。

今回、ふたのふぐあいによる同様の案件が連続して発生しているということを重く受けとめまして、建設課といたしましても今後の再発防止を徹底するため、本年3月から5月にかけて、市内全域におきまして側溝ふたのふぐあいを中心とした市道の点検を実施いたしました。同様の事案の発生のおそれのある箇所洗い出しを行いまして、そのうち、早急な対応を要する5カ所につきまして、全ての箇所を現時点で修繕を実施したところでございます。

また、これまでも建設課の職員が工事監督ですとか現地立ち合いにより、市内を通行する際に巡視を兼ねて道路の状況も確認してまいりましたが、より効果的な確

認ができるよう、往路と復路を別ルートとして複数の路線を確認するよう改善したほか、今後も週1回程度の巡視時間を定期的に確保するなど、再発防止に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

○三鬼（和）委員長　以上、経過説明を建設課長からしていただきました。

これらについて、いいですか。

建設課長、今説明されたことについては、本会議で上程されるところといった説明がほとんどないような状態になりますので、この件につきまして、専決案件ということで認められておることであるのと、これまでも議会において、損害賠償についても一般会計を歳入して歳出すべきじゃないかという議論もこれまで病院のことも含めてあった、建設課長はこういうことはわからないと思うんですけど、あったということもありますので、今説明したことをできるだけ議長であるとか所管の委員長に説明をしておくべきではなかったかと私のほうで判断しますので、今後、執行部から議会に対する対応については心がけていただきたいと思います。

特に市長、副市長におかれましては、内部の行政運営の最高責任者だと思いますので、特にこの辺については怠らないようにしていただきたいと思います。

議長、一言ありますか。

○三鬼（孝）議長　この件につきましては、議案の調査を受けまして、その後、金額も大きいものですから議長室に建設課長と担当を呼んで資料を聴取して厳重に注意したところでございます。

以上です。

○三鬼（和）委員長　議長のほうからも注意されたということなので、今後、執行部におかれましては、よろしく願います。

続きまして、それでは提出議案及び報告についてはいいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　それでは、2番の選挙について説明、事務局のほうから。

○高芝議会事務局長　それでは、事項書2番目の選挙第5号、尾鷲市選挙管理委員会委員及び補助員の選挙について、こちらのほうにつきましては、尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年7月3日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、本定例会の2日目に選挙をお願いするものでございます。

選挙の方法につきましては、従来より投票にかえて、地方自治法第118条第2

項の規定により、議長により指名推薦する形をとっております。なお、ただいま尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の候補者資料を参考に通知させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○三鬼（和）委員長　以上、尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての説明でございます。後で今出ましたように、候補者につきましては以上の方々でございます。

これらについて、御質疑はございますか。

○南委員　別段こだわるべきじゃないんですけれども、広域行政なり消防組合のほうでも若干問題になったのは住所の番地ですよね。いろんな個人情報関係で、尾鷲市としたら住所までは明記していないということなんですけれども、今の時代背景でこれがいいのか、別段、世間の狭い尾鷲でございますので、ほとんどの住宅のうちもわかっておるといような方ばかりです。できたら僕自身は番地まで入れてもいいんじゃないかなという思いがするんですけれども、きちっと改めて統一するなり、皆さんの共通認識を僕は持ったほうがいいと思いますので、ぜひとも入れる入れん、共通認識でいきたいと思いますので。

○三鬼（和）委員長　そういう御意見がありましたので、執行部におかれましては、今、方針等の考えがあるんやったら発言していただいたらいいし。

○下村総務課長　従前、本籍なども入れて議案書に上げておったんですが、個人情報ということで、本籍を抜いて、住所についても番地を入れないということで議案提出よろしいかと、当時は議会のほうにお願いしたところでございます。

○三鬼（和）委員長　広域行政をやっておる中で、紀北町とのギャップではないんですけれども違いもありますので、今後引き続き御検討していただくということで。

○南委員　再確認したらどうですか。（聴取不能）改めてということじゃなしに、以前から……。

○三鬼（和）委員長　今、南委員より、今の総務課長の説明により、本市として、南委員とすれば番地を入れたらどうかということなんですけど、方針としては課長が言いましたけど、尾鷲市として今後どうしていかれますか。課長なり市長なり副市長なり、どうですか。

○加藤市長　さっき総務課長が申しあげましたように、一番問題になるのは個人情報なんです。個人情報の中で許される範囲内というのは、私は町までだと、私自身は思っております。

○三鬼（和）委員長　　ということは、この方針で了解願いたいということですか。
町までという方針で願いたい。それで皆さん、どうですか、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　　確認ということで、今後はこういった議論はここで終わりにしたいと思います。

引き続き、会期及び議事日程案について、局長より説明願います。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書3番目の会期及び議事日程（案）と事項書4番目の一般質問発言通告書提出期限、事項書5番目の議案質疑発言通告書提出期限及び事項書6番目の討論発言通告書提出期限につきましては関連がございますので、続けて御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○三鬼（和）委員長　　お願いします。

○高芝議会事務局長　　それでは、お手元の事項書に記載の会期及び議事日程（案）に基づき説明させていただきます。

会期は、6月3日月曜日から6月21日金曜日までの19日間でございます。

会議は、いずれも午前10時開会とさせていただきます。

6月3日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、発議上程、採決、これは議会運営委員会委員の選任及び行政常任委員会補欠委員の選任についてでございます。

なお、この行政常任委員会補欠委員の選任につきましては、常任委員会は議長を除く全議員が所属することとなっておりますので、議長改選により議長の交代があった場合に、日程追加で現議長を委員に選任していただく発議のほうを上程していただく予定としております。

また、正副議長の選挙を含めた議会構成につきましても日程に追加して行っただく予定でございます。選挙などの進行予定につきましては、後ほど説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

翌4日火曜日午前10時開会、本会議、審議の内容は、議案上程、提案説明、審議留保。これは、議案第35号、尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてまでの議案6件でございます。

次に、報告、質疑、討論、採決、これは、報告第2号、専決処分事項の承認について、尾鷲市市税条例などの一部改正から報告第4号、専決処分事項の承認について、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正までの報告3件についてでございます。

次に、報告、質疑、これは、報告第5号、専決処分事項について、損害賠償の額の決定から報告第9号、公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算についてまでの報告5件についてでございます。

5日水曜日から7日金曜日までは議案調査のため休会、8日、9日は土日で休会、10日月曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、4日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、委員会付託を行い、一般質問に入っております。

11日火曜日、12日水曜日は、議長が全国市議会議長会第95回定期総会へ出席のため休会。

13日木曜日、14日金曜日午前10時より本会議を再開していただきまして一般質問、17日月曜日から19日水曜日まで行政常任委員会を開催していただき、議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

20日木曜日は予備日とし、翌21日金曜日に本会議を再開、常任委員会に付託されました議案の審査結果などについての委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

続けて、一般質問などの通告書の提出期限について説明させていただいてよろしいでしょうか。

○三鬼（和）委員長　　お願いします。

○高芝議会事務局長　　まず、事項書4番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによりまして、6月6日木曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、事項書5番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、報告第2号から9号については5月31日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては、6月6日木曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、事項書6番目の討論発言通告書提出期限につきましては、報告第2号から4号につきましては、5月31日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては、6月20日木曜日の午前11時とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、ただいま議案付託表案を通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

会期及び議事日程案につきましては、以上でございます。

○三鬼（和）委員長　　以上が事務局より説明がございましたように、会期及び議

事日程案と、それから議案付託表案を添付してございます。特に日程につきましては、本来5月に行われておりました全国市議会議長会が今年度は6月になったということで、若干変則的な日程を組まざるを得ないというのは、議長ともども案づくりの中では相談させてもらっています。

これらについて、御質疑がございましたらお願いします。

○南委員 今、局長に説明していただいた6月20日の提出期限があったんですけども、6月20日って、僕の勘違いかもわからんのやけど、もう一回説明してほしい。

(発言する者あり)

○三鬼(和)委員長 いいですか。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 それでは、次の議題に行きたいと思います。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書7番目、議会構成にかかわる発議について説明させていただきます。

まず、発議第2号、議会運営委員の選任について(案)と発議第3号、行政常任委員会補欠委員の選任について(案)の発議2件でございますが、このうち、議会運営委員の任期は尾鷲市議会委員会条例で1年と定められておりますことから、本定例会の冒頭に新たに選任するものでございます。

また、常任委員の任期は議員の任期としていただいておりますので、常任委員会は議長を除く全議員が所属することとなっておりますので、議長改選により議長の交代があった場合に、日程追加で現議長を委員に選任していただき、新議長につきましては、後刻議場におきまして常任委員を辞任するという取り扱いとなりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○三鬼(和)委員長 議会常任委員会につきましては条例でうたっておりますが、行政常任委員会については若干不規則なことがありますので、これの説明でございます。あわせて、行政常任委員会の正副委員長につきましても、申し合わせ的というか、辞表を出していただくという、この手続についてはまた後ほど説明があると思うんですけど、そういった形になることを御了承ください。

いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三鬼（和）委員長　それでは、8番の、局長。

○高芝議会事務局長　それでは、事項書8番目の議会構成に伴います議事及び選挙進行予定（案）について説明させていただきます。

今定例会初日の6月3日でございますが、まず、5番目の議長選挙、6番目の副議長選挙を行っていただきます。ここで暫時休憩していただきまして全員協議会を開催し、7番目の議選監査委員の選出、8番目の常任委員会委員の選出を行っていただきます。

その後、本会議を再開していただきまして、全員協議会で選出いただきました議選監査委員の選任について、追加議案として執行部より提案していただき、選任同意の採決をとっていただきます。次に、10番目の行政常任委員会補欠委員の選任につきましても、議長改選により議長の交代があった場合に、現議長を議長発議により選任を行っていただきます。なお、委員会条例の規定に基づきまして、ここで新議長につきましても常任委員を辞するということになります。

その後、暫時休憩し、常任委員会を開いていただき、11番、正副委員長を互選していただきます。常任委員の任期は議員の任期としていただいておりますが、委員会条例などの規定に基づき、正副委員長の辞任はこの常任委員会の場で行っていただきます。

続いて、2回目の全員協議会を開催していただき、12番目の常任委員会の正副委員長の互選結果の発表及び13番目の議会運営委員7名を選出していただきます。

次に本会議を再開していただき、議長のほうから常任委員会の正副委員長の互選結果の報告、そして15番目の議会運営委員7名の選任を行っていただきます。

その後、本会議を暫時休憩し、議会運営委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選、続けて、全員協議会におきまして17番目の議会運営委員会の正副委員長の互選結果の発表をしていただき、次に、18番目の紀北広域連合議会の議員6名のうち、申し合わせによる議長及び行政常任委員長を除いた残り4名の組合議会議員の選出、また、19番目の三重紀北消防組合議会の議員4名のうち、申し合わせによる議長、行政常任委員長を除いた残り2名の組合議会議員の選出を行っていただきます。

その後、本会議を再開していただきまして、20番目の議会運営委員会の正副委員長を議長のほうから報告していただき、次に、21番、22番の各組合議会の議員を議長の指名推薦の方法でそれぞれ選挙していただきます。

以上が議事及び選挙進行予定案でございます。

○三鬼（和）委員長　　以上、初日の議事及び選挙進行予定案について説明をしていただきました。これまでと変わったことといえば、常任委員会の正副委員長の辞任が新たに加わるぐらいでございます。

これらについて、御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　　いいですね。

それでは、以上で定例会にかかわる審査でございます。

9番のその他について、御説明願います。

○高芝議会事務局長　　それでは、まず、議会報告会における市民からの要望、意見などに対する回答について説明させていただきます。

こちらのほうは4月に実施していただきました議会報告会の中で、市民の皆様からいただいた要望、意見に対する回答のほうがまとまりましたので、御確認いただければと思います。この回答につきましては従前と同様でございますが、市のホームページに掲載させていただくほか、個別には報告会のほうを開催させていただいた地区の区長さん、御協力いただきました団体の会長さんなどに送付をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、クールビズについて説明させていただきます。

クールビズにつきましては、既に5月1日より始まっておりまして、この10月末まで実施されることとなっておりますが、議会におきましても、例年どおり、議場におきましてはノーネクタイで上着着用、ただし、適宜脱いでいただいてもよいということで、また、委員会におきましては、上着、ネクタイともなしということをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○三鬼（和）委員長　　議会報告会につきましては、資料がまとまったということですのでいただいております。きょう見たばかりなので、皆さん、またこれに目を通していただいて、不足のある部分であるとか判断等々についてございましたら、また事務局なり、申し出ください。

それから、クールビズについては例年のとおりでございます。

それから、定例会初日の執行部の出席について確認をしたいと思います。これまでの申し合わせどおり、市長、副市長、教育長、政策調整課長、総務課長という定例会初日ということになっておりますが、これでいいですか。

議事の初日というか、議事の本格的な審査は2日目からということになりますの

で、主に選挙ということです。

それから、もう一点は、各種協議会への議会の参加状況について、別紙で資料を用意しておりますが、水道部のやつだけ確認したい。

(発言する者あり)

○三鬼(和)委員長 済みません、1点急ぎましたので、以上で議会運営委員会、審査事項、全て終わりました。

この際ですから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 それでは、これで議会運営委員会を閉じたいと思います。御苦労さまでございました。

(午前10時52分 閉会)